臨時駐車場使用許可証

使用日時	使用日 年　　月　　日	使用時間 時　　分から 時　　分まで
臨時駐車場 利用者	部屋番号	氏名
車両 運転者	会社名	緊急連絡先
	氏名	利用目的

※裏面の注意事項を必ず読んでください

日野平山台住宅管理組合

注意事項

１．　臨時駐車場の使用制限

(1) 臨時駐車場は、駐輪場の一部分を臨時的に使用するものであり、駐車場の出入り口経路にもあたるため、駐車できる車輌の大きさを次のように制限する。

長さ：4.1mまで

幅　：1.7mまで

(2) 臨時駐車場の使用時間は、原則として午前８時30分から午後５時30分までとする。

(3) 臨時駐車場の使用申し込みは、原則として１日ごととする。

(4) 臨時駐車場の使用を認める事由は、特に規定されていない。

２．　臨時駐車場の申込み・許可証発行

(1) 臨時駐車場の使用を希望する居住者は、前もって「臨時駐車場使用許可証」１部に必要事項を書込み管理組合担当者または連絡員まで申込みを行う。

(2) 申し込み期日は、利用日の１日前を原則とする。

(3) 臨時駐車場の申込みを受けた管理組合担当者または連絡員は、「臨時駐車場使用許可証」の記載内容を確認の上、使用希望者へ受け渡して許可証発行とする。

３．　駐車場の利用

(1) 車輌運転者は、臨時駐車場を使用する際「臨時駐車場使用許可証」を駐車する車輌に掲示しなくてはならない。

(2) 車輌運転者は、臨時駐車場が駐輪場の一部であるため、必要に応じて駐輪してある自転車を整理して駐車スペースを確保しなければならない。

(3) 車輌運転者は、緊急時など管理組合から要請があった場合、直ちに臨時駐車場を明け渡さなければならない。

４．　事故などの責任

(1) 車輌運転者が駐輪場、駐車場などを損壊したり、駐輪場の自転車、他の駐車場内の車などと事故を起こしたり破損させた場合、最終的な賠償責任は車輌運転者にある。

(2) 賠償交渉にあたり臨時駐車場の使用を希望した居住者は、交渉の仲介について責任を負うものとする。

日野平山台住宅管理組合